

議 案 第 25 号

松戸市農業委員会の委員及び松戸市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

松戸市農業委員会の委員及び松戸市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のように定める。

平成28年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため。

松戸市農業委員会の委員及び松戸市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、松戸市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び松戸市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、8人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松戸市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位に関する条例の廃止)

2 松戸市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位に関する条例

(昭和38年松戸市条例第21号)は、廃止する。

(松戸市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、前項の規定による廃止前の松戸市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位に関する条例に規定する農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位については、なお従前の例による。